

サービス事業所一覧

R6年10月1日現在

Ⅰ（事業所に通う）				Ⅱ（訪問や同行）					相談支援	事業所名	所在地	電話番号	児※4	者※5
1	2	3	4	1	2	3	4	5						
児童発達支援	デイサービス 放課後等	日中一時	短期入所	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	移動支援						
○									○※1	三条市子ども発達ルーム ※2	新堀1311番地	45-1122	○	
○	○									ケアステーション県央	下須頃1023番地2	47-0530	○	
	○									キッズ倶楽部	新光町12-52	47-3035	○	
○	○									スパークスタジオ県央	神明町2番1-102 パルム2内	64-7741	○	
○	○									こどもサポート教室「きらり」三条校	興野三丁目21番30号	64-8556	○	
○	○									こどもサポート教室「きらり」三条本成寺校	東本成寺14-19	64-7796	○	
○	○									済生会三条療育サポートセンターひまわり	大野畑6番86号-11	35-1600	○	
	○									放課後くらぶ つばさ	南新保6番52号	55-4370	○	
	○									裏館倶楽部	西裏館三丁目6番54号	47-4207	○	
	○									三条わくわくフレンズ	興野二丁目6番18号	090-1502-4997	○	
○	○									まるまる広場 本成寺	西本成寺一丁目33番20号	35-0066	○	
	○									つばさんわくわくフレンズ	須頃二丁目132	47-1318	○	
		○	○							いからしの里	月岡2672番地3	34-4131	○	○
		○								いからし工房	月岡2672番地3	31-2230	○	○
		○								杉の子工房	西本成寺一丁目28番31号	35-6691	○	○
		○								障がい福祉サーヒス事業すてっぷ	柳沢393番地グッティいきいきサポートセンター内	47-1221		○
		○								障がい福祉サーヒス事業さくら	柳沢461番地	47-4081	○	○
		○								ピュアハウス	飯田2561番地1	46-5671	○	○
			○							短期入所事業あとむ	柳沢393番地グッティいきいきサポートセンター内	47-1221	○	○
			○							心和園	福島新田丁1481番地1	45-0500	○	○
				○	○	○	○	○		ヘルパーステーションさんじょう社協	東本成寺2番1号三条市総合福祉センター内	33-9520	○	○
				○		○	○	○		特定非営利活動法人 地域たすけあいネットワーク	本町六丁目3番76号	34-2448	○	○
				○	○	○		○		SOMPOケア三条	月岡三丁目1番20号皆川ビル1階	36-7102	○	○
				○	○			○		ニチケアセンターいしがみ	石上二丁目1番25号	36-6701	○	○
				○	○			○		訪問看護ステーションみるら	新光町29番54号	32-8127	○	○
				○	○					ヘルパーステーションさかえの里	福島新田丁1481番地1	45-0500	○	○
				○	○					ツクイ三条	東三条一丁目11番11号	36-7775	○	○
				○	○			○		特別養護老人ホームうらだての里	東裏館三丁目6番58号	36-7277	○	○
				○	○					ヘルパーステーションさわやか苑 三条東	北入蔵二丁目7番14号	39-0700	○	○
				○	○					エミテラス	西裏館二丁目7番13号	33-7777	○	○
				○	○					あさひ居宅介護センター	西裏館三丁目6番54号	47-4202	○	○
									○	相談支援センターハート	西本成寺一丁目28番8号	35-0815	○	○
									○	相談支援事業つなぐ	柳沢393番地グッティいきいきサポートセンター内	47-1221	○	○
									○	相談支援センター青空	柳沢393番地グッティいきいきサポートセンター内	47-1267	○	○
									○※3	あさひ相談支援センター	新光町12-52	47-3036	○	
									○	相談支援センターさんじょう社協	東本成寺2番1号三条市総合福祉センター内	33-9510	○	○

※ 1 三条市子ども発達ルーム(児童発達支援)利用予定児のみ利用可能
※ 2 R5年より保育所等訪問支援事業実施
※ 3 キッズ倶楽部、スパークスタジオ県央、裏館倶楽部(児童発達支援・放課後等デイサービス)利用予定児のみ利用可能
※ 4 児とは、基本的には・18歳未満の障がい児
※ 5 者とは、基本的には18歳以上の障がい者